

第2回宇城市公売会を開催します!

家宅捜索により差し押さえた家電製品や食器・日用品類などを、次のとおり公売します。購入を希望する人は、この機会にぜひご参加ください。

日時 9月27日(土)
午前10時～(開場:午前9時)
場所 市役所新館1階
公売物件 家電製品、食器、日用品類、その他
公売方法 入札
当日必要なもの

- ①印かん(認め印で可。法人の場合は代表者印)
 - ②購入代金(入札金額および消費税)
 - ③本人が確認できるもの(免許証・保険証など)
 - ④委任状(代理人が入札する場合)
- その他**
・公売財産の引き渡しは、買受代金納付時の現況

有姿(現在あるがままの状態)で行います。
・公売前に滞納税が完納になった差押物件については、公売中止となります。
・物件は、使用品が多く、キズなどある場合がありますので、ご理解のうえ入札してください。
※今後も定期的に公売会を開催していきます。
今回の公売会のほかにも、Yahoo!官公庁オークション(インターネットオークション)にも出品予定です。

☎ 収納課 ☎ 32-1111 内線 1182

滞納処分実績(6・7・8月分) 8月20日現在

家宅捜索	10件
口座差押	43件
給料差押	3件
タイヤロック	3件



商店会の空き店舗対策を支援

宇城市では、魅力ある商店街づくりを推進し商店街の活性化を図るため、商店会が実施する空き店舗対策事業を支援します。対象事業は右記のとおりですので、商店街の空き店舗を利用した具体的な出店計画がある人は各商店会、商工会へご相談いただき、ぜひ、ご活用ください。



☎ 商工観光課 ☎ 32-1604

対象事業名	空き店舗活用事業	空き店舗共同施設事業
対象事業内容	商店会等が空き店舗を利用して商店街に不足する業種・新規業態を誘致する事業	商店会等が空き店舗を利用して実験的に運営する店舗等の商店会の共同施設およびコミュニティホール等の施設
対象経費および補助金額	1 借家料 借家料の1/2(1年間) 限度額月額5万円 予算の範囲内で交付 2 店舗の改修費 1事業に1回限り 改修費の1/2 限度額50万円 予算の範囲内で交付	1 借家料 借家料の1/2(1年間) 限度額月額5万円 予算の範囲内で交付 2 店舗の改修費 1事業に1回限り 改修費の1/2 限度額100万円 予算の範囲内で交付

NHK放送受信料の免除基準拡大について

	全額免除 ☆障がい者を世帯構成員に有し、下記の条件を満たす場合	半額免除 ☆障がい者が世帯主で下記の条件を満たす場合
身体障がい者		●身体障害者手帳をお持ちの視覚・聴覚障がい者 ●身体障害者手帳1級、2級所持者
知的障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税で障害者手帳を所持されている人	●療育手帳、知的障害者福祉手帳A1、A2所持者
精神障がい者		●精神障害者保健福祉手帳1級所持者

障がい者を対象に平成10月1日からNHK放送受信料免除の基準が左記のとおり変わります。

お問い合わせ

- ◆社会福祉課障がい福祉係 ☎ 32-1111(内線1128)
- ◆NHK視聴者コールセンター ☎ 0120-151515(受付時間:午前9時～午後10時) 土日・祝日は午後8時まで

お申し込み先(免除の適用は10月1日からですが、前もってお申し込みできます)

- ◆社会福祉課障がい福祉係 各支所 健康福祉係



マナブ間部賞公募のお知らせ



不知火美術館では、本市からブラジルに移民し、世界的に活躍した画家マナブ間部の画業を顕彰するとともに、新進画家の育成を目指し、広く作品を公募します。

- 搬入 11月29日(土)、30日(日)午前10時～午後4時
- 作品規定
 - ・資格 15才以上の人
 - ・作品規格
 - ①本人制作の平面絵画(油彩、水彩、日本画、版画など)
 - ②公募展などで未発表の作品
 - ③大きさは20号以上S100号(162×162cm)以内
 - ※版画は20号以下でも可
 - ・出品料 2,000円 ・出品点数 一人1点
- 審査員 野田哲也さん(版画家、東京芸術大学名誉教授)
坂本 寧さん(洋画家、坂本善三美術館名誉館長)
姫野 豊さん(日本画家、元熊本県美術協会会長)
- 賞 マナブ間部大賞 1点(副賞50万円) マナブ間部次賞 1点(副賞10万円)
優秀賞 5点(副賞5万円) 奨励賞 5点(副賞2万円)※大賞は買い上げ賞となります。
- 展覧会 平成21年1月7日(水)～2月1日(日)
- 主催 宇城市・宇城市教育委員会
- 後援 熊本日日新聞社、RKK、TKU、NHK熊本放送局、KKT、KAB

☎ 不知火美術館 ☎ 32-6222

第2回目「市民提案型まちづくり1%事業」募集開始

特色あるまちづくりを応援します!

「市民提案型まちづくり1%事業」は、NPOやボランティアなどをはじめとする市民活動団体等のみなさんが考えているまちづくりのアイデアや、すでに取り組みされている事業に対し、市民税の1%を財源に、活動経費の一部を補助し、市民活動団体などの自主的、自発的な活動を支援する制度です。

- ◎2回目募集期間 9月8日(月)～10月6日(月)
- ※事業実施は、補助事業認定後となりますので、早めに申請してください。

◎対象事業者

自主的・主体的に事業を企画立案し実施する団体で、以下の条件を満たすもの。ただし、営利を目的とする団体は対象となりません。

- (1) 住民自治組織
- (2) ボランティアおよびNPO団体
- (3) 教育、芸術、文化およびスポーツ関係団体
- (4) 商業、農業および経済関係団体
- (5) 地域の活性化を目的とする団体

◎対象事業

次の各号にいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市内で実施される事業
 - (2) 住民および構成員の労力提供等がある事業
 - (3) 地域社会への貢献が期待できる事業
 - (4) 継続可能な事業
 - (5) 他の補助金などを受けていない事業
 - (6) 他の法律、条例などに抵触しない事業
 - (7) 年度内に実績報告を提出できる事業
- ※宗教・政治・営利を目的とした事業、単に物を買うだけの事業などは対象になりません。



◎事業採択

事業の採択については、「市民提案型まちづくり1%事業審査委員会設置要綱」第3条により設置された審査委員会が審査し、採択の可否を決定します。※事業の採択は10月下旬になります。

◎補助金額

補助金額は、提出された予算書を基に、審査委員会で協議し決定します。

◎申請方法

企画課(市役所3階)および各支所総合窓口課総務係にある「市民提案型まちづくり1%事業提案書」に必要事項を記入し、関係書類(見積書など)を添付して企画課へ提出してください。※事業提案書は、市ホームページからもダウンロードできます。

◎情報の公開

提案された事業については、事業の周知および多くの市民に情報を公開する目的で、個人情報などを除きホームページに掲載します。

☎ 企画課地域振興係 ☎ 32-1111 内線 1314